



2月19日
(土)

国際学術シンポジウム 中国民法典の施行と解釈

中華人民共和国民法典は、2020年5月28日に公布され、2021年1月1日に施行された。施行後1年余りを経た今、民法典の施行の状況を整理し、また、その制定過程や法典の内容を検討することは、日中の密接な関係から、日本にとっても不可欠の作業である。

日中の実務家・研究者を招聘しその解釈・運用の現状を分析し、今後を見通す。

開催日時等

令和4年2月19日(土) 10:30～16:30 (Zoomによる開催) 参加無料

登壇者等

報告

民法典の施行と司法解釈の整理

最高人民法院研究室民事处处长 陳 龍業

歴史的慣性—民法典における債権総則編の取捨

南京大学教授 朱 慶育

中国民法典における用語法とそのもつ意味について

—「过错」と「过失」との区別、および、責任負担を表す諸形式について

専修大学教授・東京大学名誉教授 道垣内 弘人

民法典制定時の問題意識からみた適用上の課題

名古屋経済大学教授・弁護士 白出 博之

司会・コメンテーター・コーディネーター

日中法律家交流協会理事長・弁護士 高木 喜孝・静岡大学教授 朱 暉

申し込み

事前の参加登録が必要です。以下のURL又は右のQRコードからお申し込みください。

<https://forms.gle/jaQrrDb1LRoqtGuy6>



〈共催〉静岡大学サステナビリティセンター・静岡県弁護士会
東京大学東洋文化研究所・班研究

「中国法研究における固有法史研究、近代法史研究及び現代法研究の総合の試み」

〈後援〉静岡県